

令和6年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
農林水産部（農政企画課）			
歳入科目について（収入） 歳入科目について、次の不適切な事例が見られた。それぞれの歳入の性質に応じた歳入科目を整理し、適正に事務処理されたい。 （１）クレー射撃場教習射撃受講料は、鳥取クレー射撃場の設置及び管理に関する条例第５条においては、使用料として規定されているが、同受講料について、クレー射撃場施設使用料及びクレー放出機使用料と合わせた額を手数料として調定し、収納していること。 （２）鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金については、国から県を通じて交付される間接交付金であり、鳥取県知事が鳥取県補助金等交付規則に基づき交付決定した県支出金であるが、国庫支出金として調定していること。 （３）行政財産使用料（青谷町いかり原牧場敷地）について、財産収入として調定し、収納していること。 （地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条第１項、鳥取クレー射撃場の設置及び管理に関する条例第５条、鳥取市会計規則13条）	（１）指摘を受け、鳥取市クレー射撃場の設置及び管理に関する条例第５条に規定されているとおり、令和６年度は使用料に収入更正しました。今後、条例に規定されているとおり使用料として調定、収納します。 （２）これまでの慣例で、国庫支出金として予算計上していました。令和６年度決算までに県支出金に歳入更正するか、令和７年度より県支出金とするか関係課と検討し、令和８年度予算より県支出金として計上します。 （３）該当案件につきましては、指摘を受けた後、収入更正しました。今後、同様の案件がありましたら、適切な歳入科目で調定します。	令和8年5月14日	
補助金に係る事務処理について（その他） 鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金について、補助金交付要綱によると当該補助金は、鳥取地どり啓発宣伝支援事業、鳥取地どり食鳥処理技術向上支援事業それぞれの区分ごとに補助対象経費に補助率を乗じて算定（区分ごとに1,000円未満切捨て）することになるが、鳥取地どり啓発宣伝支援事業と鳥取地どり食鳥処理技術向上支援事業の補助対象経費を合計したうえで補助率を乗じて算定していた。同要綱に基づき、適正に事務処理されたい。	令和７年度補助金において区分ごとに計算するように改め、区分ごとに計算し補助決定しました。	令和8年5月14日	
国府町総合支所（産業建設課）			
道路の占用許可について（財産、収入） 道路の占用許可について、次の不適切な事務処理が見られた。適切な時期に遅滞なく事務処理するよう改善されたい。 （１）令和６年度「国府町管内市道（引込線）」について、４月１日に申請を受け付けたにもかかわらず、５月22日に占用許可及び占用料の減免をしていたこと。 （２）更新の「国府町管内市道（引込線）」について、令和５年度の占用許可を行っていなかったこと。 （３）年度当初に徴収すべき更新の道路占用料について、５月28日から６月４日にかけて、納入通知書を発送していたこと。 （４）「市道立川甕山線・宮下６号線(案内看板及び幟旗設置)」について、減免申請書が提出されていないにもかかわらず減免をしていたこと。 （道路法第32条、鳥取市道路占用料徴収条例第５条、第６条）	（３）本件においては、今年度当初に開催された道路課関連部署連絡調整会議において、６月末を期限に徴収するよう指示がありましたので、令和７年度はこれに基づいて事務を執行しました。 （１）・（２）・（４）についても、該当する案件が生じた際は、適切に事務処理を行うよう、令和７年４月２日付けで回覧稟議により課員に周知し、再発防止の徹底を図りました。	令和8年5月14日	